

1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます(法 33)。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法 34、条例 2①三、規則 2①三)。

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法 35、規則 5)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令 8)。

(注)「一定の期間内」の期間は、2 カ月を下回ってはなりません。

2 NPO 法人の解散・清算

(1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します(法 31①)。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ① 社員総会の決議 | ⑤ 合併 |
| ② 定款で定めた解散事由の発生 | ⑥ 破産手続き開始の決定 |
| ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 | ⑦ 設立の認証の取消し |
| ④ 社員の欠亡 | |

(注) 社員総会における解散の決議には、総社員の 4 分の 3 以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります(法 31②③、条例 2③、規則 2③一)。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません(法 31④、条例 2②四、規則 2②四)。

ニ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは存続するものとみなされます(法 31 の 4)

(2) 清算の結了手続

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります(法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2①)。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 現務の結了 | ④ 債権の申出の公告と催告、 |
| ② 債権の取立て及び債務の弁済 | ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配 |
| ③ 残余財産の引渡し | |

(注) 債権の申出の公告は、遅滞なく、少なくとも 1 回官報に掲載し、債権者に対し、一定期間内(2 か月以上の期間)にその旨を申し出るよう催告する必要があります(法 31 の 10①④)

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、当該 NPO 法人の法人格が消滅することとなります。清算には、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません(法 32 の 3、条例 2②六、規則 2②六)。